

令和 7 年和光市農業委員会 7 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 7 年和光市農業委員会 7 月総会日程

令和 7 年 7 月 2 5 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 5 番 成田真理子委員 6 番 小寺淳一委員

日程第 4 提出議案 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

日程第 5 協議事項 ①令和 7 年和光市農業委員会 8 月総会の日程について

②令和 7 年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について（8. 1 調査）

③農地利用状況調査の実施体制について

④その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 3 0 分

出席委員（１０名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
１０番	井 口 俊 彦 君	１１番	浪 間 兼 三 君

欠席委員（１名）

９番	富 澤 孝 子 君
----	-----------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会

◎開議

○事務局（高橋） ただいまから令和 7 年和光市農業委員会 7 月総会を開会させていただきます。

本日は富澤委員から欠席という連絡を受けています。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆さん、おはようございます。

先日の視察研修はお疲れさまでした。横浜市という大都会のイメージとは裏腹に都市農業が進んでいる地域であったこと、勉強になったと思います。皆様、どうお感じになられたでしょうか。

それでは、本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和 7 年和光市農業委員会 7 月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第 6 条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、5 番、成田委員、6 番、小寺委員を指名します。

◎提出議案

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

議案書の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

被相続人、A、東京都練馬区大泉町一丁目**番**号。相続人、B、東京都練馬区大泉町一丁目**番**号。土地表示、和光市南一丁目**番**の一部、仮換地、越後山**街区**画地の一

部。登記地と現況は畑です。面積は843平方メートルの一部で572.88平方メートルです。相続開始年月日は令和6年10月30日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は、2つあります。

1つ目が、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと。2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるBさんからの申請です。被相続人のAさんは、令和6年5月6日に91歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っています。

相続人のBさんは、Aさんの娘で現在68歳です。今回申請された農地は1筆で、市街化区域内にあり、所有農地はこの農地のみです。相続のあった令和6年10月30日から農業経営を開始していると伺っています。

現地確認についてですが、6月総会の議案第3号にて、富澤委員に現地を確認していただき、問題なく耕作されているとの報告を受けた農地と同一の農地ですので、今回は現地確認を省略いたしました。

写真資料の1番の写真をご覧ください。これらが申請地の写真になります。Bさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

議案第5号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会8月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、次第の5番、協議事項に移ります。

協議事項①令和7年和光市農業委員会8月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項①令和7年和光市農業委員会8月総会の日程についてですが、8月25日月曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は6階の602会議室を確保しています。

また、9月総会につきましては、現在のところ9月25日木曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ、6階の603会議室を確保しています。

説明は以上です。

○新坂議長 8月の日程ですが、8月25日月曜日は午前10時からということですが、皆様、ご都合はいかがでしょう。

（発言する者なし）

○新坂議長 特に無いようですので、8月25日月曜日午前10時から、場所は602会議室でお願いします。

また、9月につきましては、9月25日木曜日午前10時の予定ですが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、そのような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項②令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について説明します。

資料の2をご覧ください。

こちらは農地法第52条において、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする

れているもので、毎年農家の皆様をお願いしている、いわゆる8.1調査になります。

これまでは農業委員さんと集落支部長さんを経由して配布と回収をお願いしていましたが、近年の猛暑の中、回収が大変というお声をいただいておりますので、今年度からは郵送に変更しました。

8.1調査の資料は、事務局から直接各農家さんに郵送で配布します。回収についても切手を貼った返信用封筒を同封していますので、各農家さんが記入後に郵便ポストに投函していただく形になります。そのため、これまでのように委員さんや支部長さんが配布、回収する必要がなくなります。

なお、農業委員の方には本日、机上に配付させていただきました。

書き方については、説明書と記入例を同封しています。調査実施日程については資料の2の一番下に記載していますが、7月28日に事務局から発送し、8月22日までに返信用封筒にて返送していただくという日程になっています。

8.1調査についてのお知らせは、農家日より8月号にも掲載予定です。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

農家さんから返送してもらうことですが、なかなか忘れてしまって届かない場合は、事務局から農家さんに直接連絡されるということでしょうか。

○事務局（内藤） そうですね。再度農家日よりお忘れなきようお知らせしたり、直接お電話だったりとかという方法は検討します。

○新坂議長 支部長さんや農業委員さんをお願いするということは無いと考えてよろしいですか。分かりました。

8番、田中委員。

○田中委員 支部長さんにも、こういうふうにししましたと案内は出しているんですか。

○事務局（内藤） 個別には出していないです。

○田中委員 8.1調査をやると思って待っているのではないですか。支部長さんが関わるものだと思っていて、事前に連絡が無く届かないと心配するのでは。

○富岡（和）委員 ここでその方向性でいきますと言われても、支部長たちが場合によっては農業委員さんに今年は無いんですかという確認をするのではないか。

○田中委員 これは届くのが29日とか30日。

○事務局（内藤） そうですね。月曜日に発送するので、その次の日ぐらいから届き始めるかなと思います。個別に支部長さんに電話連絡をしたほうがいいですか。

○田中委員 こういうふうに変わりましたと言っていたほうがありがたいかなと思います。

○事務局（内藤） 分かりました。では、そのようにいたします。

○新坂議長 月曜日郵送ですね。そうしたら支部長に電話連絡入れてほしいなと思います。

○田中委員 農家だよりに掲載しているんですよね。

○事務局（内藤） 農家だよりにも載っています。

○新坂議長 では、事務局、電話をよろしくお願いします。

他に皆さんご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎協議事項

③農地利用状況調査の実施体制について

○新坂議長 それでは、続きまして、協議事項③農地利用状況調査の実施体制について。
事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 農地利用状況調査の実施体制について、説明いたします。

こちら毎年実施している調査で、農地法第30条第1項の農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならないという規定に基づいて実施するものです。

調査方法としましては、事務局が事前に市内を回り、管理が適切で無いと思われる農地をピックアップしますので、農業委員の皆さんに農地を実際に見ていただき、基準に従い点数をつけていただくものです。

判断の基準につきましては、資料3をご覧ください。

農地の利用状況を判定するには、まず農地区分といいまして、市街化区域か、市街化調整区域内にあるか、生産緑地であるか、納税猶予の対象農地であるかといった条件を基にそれぞれ点数を設けていき、一定以上の点数になってものが改善指導の必要な農地ということになります。こちらに関しては事務局であらかじめ点数を記載します。

また、次のページ、もう一つの判断基準としまして管理区分があります。農地に雑草を生

やしてしまっているその場合、生え具合によってその判定の点数が変わります。まばらに繁茂している状態は判定Aで2点、足首以下程度に繁茂しているときは判定Bで3点、腰丈以下ぐらいまで繁茂しているときは判定C、4点など写真で示しているようにそれぞれの状況によって判定していただきます。

また、3ページ目を見ていただきますと、その他の加点要素として、連続して指導対象となっているか、隣地農地があるか、前回調査後に整地されたことがあるかといった部分で加点されます。

最後4ページ目で、これらの合計点数をもって4段階判定します。0点であれば指導なし、1点から3点の場合は保留とし、次回調査の状況を見て判断することとなります。4点から5点の場合は指導対象となり、6点以上は強めの指導を行うという形になりますが、最終的には点数だけではなく様々な状況等もありますので、8月総会で指導が必要かどうかをご審議いただきます。

なお、現場確認の方法につきましては、事務局で車を出しますので、3から4名ずつご同乗いただき、一緒に見て回るといった形になります。

調査の日程については、一番最後のページをご覧ください。

8月18日、19日で議席番号順に振り分けましたので、ご都合のつかない方は入れ替えるなどして、全員が参加できるようにしていただきます。所要時間は2時間程度です。この2日間でご都合つかない場合は、これ以外の日程でもご対応できますので、ご相談ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありますか。

現時点で都合がつかない日がありましたら、今申し出てください。

7番、吉田委員。

○吉田委員 時間は13時30分と自分の場合ですけれども、この集合時間の何分前に集合すればいいですか。

○事務局（内藤） ここに書かれている時間が集合時間になります。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 所要時間はどのぐらいかかりますか。

○事務局（内藤） 2時間程度です。

○富岡（浩）委員 集合場所は大体直売センター前でよろしいですか。

○事務局（内藤） 大丈夫です。

○新坂議長 5 番、成田委員。

○成田委員 すみません、できれば午前中をお願いしたいんですけども、月でも火でも大丈夫なんですけども。

○事務局（内藤） そうしましたら19日の午前に移っていただいて、4 名まで大丈夫です。

○成田委員 そうですか、では19日。

○新坂議長 他にございますか。

○井口委員 私は19日に入っているんですけども、18日だったら午前でも午後でも大丈夫です。

○事務局（内藤） では、18日の午後に。

○新坂議長 他にありますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎協議事項

④その他

○新坂議長 続きまして、協議事項④に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項④その他については特にありません。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 会長専決について、議案書の3 ページから34ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4 条届出が1 件、5 条届出が49件となっております。5 条の届出49件のうち46件は、和光北インター東部地区区画整理事業に伴い、まとめて提出されたものです。現地の状況は写真資料の2 番から9 番となっておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いしま

す。

今回の46件と出ている、何で46件かというのが皆さんも46件出るといのはなかなか無いので、どうしてかなと疑問に思われる方もいらっしゃるかと思うので、簡単にご説明をお願いします。どんなふうに出ているかという感じで。

○事務局（井上） 地図の一番後ろのところを見ていただきたいんですけども、北インター東部地区の**街区というところと**街区というところの農地転用が出されています。この**街区と**街区ですけども、こちらの筆がかなり細かく縦に分かれておりまして、そちらがまとめて一気に出てきたというようなことになります。

目的としては、こちらに大型の倉庫が建つ予定でして、C社にこちらを譲り渡すということで、一度に出てきたというような形になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

何かご質問、他にありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今月の活動の共通事項については、写真資料10番をご覧ください。7月14日の農業委員会視察研修と本日の農業委員会7月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関して報告がある方は挙手をしてください。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） ③その他についてですが、1点ございます。

農家だよりについて資料4をご覧ください。

8.1調査について、農業委員会視察研修について、収穫体験の実施について、熱中症の注意喚起、スズメバチへの注意喚起と廃プラの実施と申込書となっております。

諸報告について説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。

私から、本多委員にお伺いしたいんですけれども、市民まつりと共進会ですけれども、何か今年は市民まつり実行委員から11月の共進会にするか、もしくは時期をずらしてはどうかみたいな話の意見を聞いたんですけれども、実行委員会の会議の中でそういう話というのは何か出たりしていますか。

○本多委員 日程の変更というのは話に出ていないですね。次回の委員会は8月20日ですかね。

20日に実行委員会がありますので、その中でもう一度確認するようにします。恐らく移動は無いかと思っております。

○新坂議長 来年度がたしか小ホールのお会場が施設改修で使えなくなるという話がありまして、来年度はどういう形ですかという1つ課題ではありますけれども、それに合わせて今年も昨年度はかなり出品数が暑さの影響で少なかったもので、時期をずらしてみてもという案も実行委員会事務局からもあったりしたので、その後、話はどう進んでいるかなと思い聞いてみました。今年は例年どおりということですね。

○本多委員 そうですね。次年度は少し考えるような話合いの場があると思います。

○新坂議長 分かりました。ありがとうございます。

○事務局長（高橋） すみません。今会長が言われた来年度の小ホール、大ホールの工事がございまして、令和8年11月から令和9年5月まで使用ができなくなります。となりますと、5月だと多分駄目になってしまうんですけれども、11月は稼働するときにもかかわらず全てが停止になります。ただ展示棟が脇にありまして、あそこが使えるらしいんです。その辺ちょっと再度詳細は確認します。あとは議会棟の1階、市民の方が自由に使えるフロアになっていきますので、そちらも使えればいいなと思うんですが、何せサンアゼリアが全部使えなくなりますので、その辺、来年度調整は必要かなと思っています。

あと、もう1点ですが、先月号、農家だよりで、盗難がありましたということ、皆さん気をつけてくださいというふうにご連絡させていただいたところですが、市民農園でも立て続けに3件出ているんですね。皆さんも十分に注意していただきたい。車をあけてのぞいている者がいるらしいので、警察に届出はしようかなとは思いますが、私、昔10年前に体験センターを担当していたときに五、六台のパトカーが来たんですね。そのときにやはり警察がパトカーで来るのとバイクで来るのでは犯人目線からすると全然違う感じがすると思いますので、警察車両も巡回するような形もお願いしますが、十分皆様気をつけていただければと思います。よろしくお願いします。

○新坂議長 他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎閉会

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上となります。

本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会7月総会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員